

愛川町教育委員会

平成25年1月28日

愛川町教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成25年1月28日（月）
午後2時00分から午後2時30分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
日程第4 その他
（1）平成25年立志式について
（2）かながわ駅伝競走大会について
（3）体罰について
（4）その他
- 4 出席委員 教育委員長 榮 利 隆 一
委員長職務代理者 岡 本 弘 之
教育委員 井 上 正 博
教育委員 平 田 明 美
教育長 熊 坂 直 美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 河 内 健 二
教育総務課長 熊 坂 祐 二
生涯学習課長 大八木 尚 一
スポーツ・文化振興課長 小 島 義 正
教育開発センター指導主事 佐 野 昌 美
教育総務課副主幹 井 上 守

◎開会

- （榮利委員長） それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、1月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （榮利委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （榮利委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願い

いたします。

◎日程第3

- （榮利委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、（1）教育長報告事項について説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （榮利委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところがありましたらお願いいたします。

- （榮利委員長） 特にございませんか。

（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いただきと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、日程第3、教育長報告事項についてはご承認願います。
-

◎日程第4

- （榮利委員長） 次に、日程第4、その他の（1）平成25年立志式についての説明をお願いいたします。

- （大八木生涯学習課長） 生涯学習課です。資料が2番目になります。立志式につきまして、先にご案内のとおり今年度は2月1日ということで、今回のしおりができましたので配付させていただいたものでございます。

時間は午後1時からということで、1枚めくっていただきますと式の流れが書いてございます。今年度もまた中学生に司会進行等をお願いするという形になってございます。1部の式典では、教育委員会のことばを榮利委員長にお願いしたいと思っております。

大体の時間ではありますが、1部が14時ぐらいまで、2部の講演が予定ですと14時10分から講演が始まるような予定でございます。最終が3時15分から3時半の間には終わる予定でございます。

次に席次表ですが、番号が振ってございまして、1番のところは委員長が座っていただき

まして、委員の皆さんは4番から7番ということで、席の指定をしてございますので、当日受け付けが終わりましたら、応接室を控室として用意してございますので、そちらにお集まりいただきまして私がご案内を申し上げます。

簡単でございますけれども、立志式については以上でございます。

○（榮利委員長） どうも説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

（1）平成25年立志式について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。委員の方、どうですか。特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） それでは、質疑がありませんので、（1）平成25年立志式についてはご了承願います。

次に、（2）かながわ駅伝競走大会についての説明をお願いいたします。

○（小島スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課です。それでは、資料3をご覧くださいと思います。市町村対抗のかながわ駅伝競走大会について説明させていただきます。

この大会実施要項でございますが、本大会は昭和21年度に第1回大会が開催されまして、本年度で67回を迎えます。神奈川県下の市町村対抗による駅伝競走大会でございます。

まず、1の主催、2の後援は記載のとおりでございます。3の期日でございますが、来月の2月10日の日曜日に開催がされます。小雨・小雪は決行、荒天の場合は中止ということでございます。開会式の会場となります秦野市の中央運動公園を午前9時にスタートいたしまして、県立相模湖公園におおむね午前11時35分ごろフィニッシュということで、全7区間、51.5キロを7名の選手がたすきをつないで競い合うものでございます。

なお、この区間のうち第1区が中学生の男子区間ということでございます。また、第4区は女子の区間ということで指定がなされております。

5の編成でございますけれども、監督1名と、選手は補欠を含めまして11名の選手団でございます。以下は大会実施要項のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

2枚目の資料を見ていただきたいと思いますが、裏面に選手の通過予定時刻が記載された資料がございます。愛川町の区間は第6区ということで、選手の通過予定時刻では国道412号の田代の平山坂下の信号が午前10時35分ごろでございます。国道412号を津久井方面に向

かしまして、半原の国道の愛川大橋が午前10時50分ごろ、ちょうど真名倉坂の手前、上り口が、10時50分ごろの通過予定となっております。

愛川町の結果でございますが、前回、第66回の結果は、総合では第18位、町村では第3位という結果でございます。3枚目の資料には、愛川町の選手団の名簿がございます。11名の選手の選考に当たりましては、先般開催されました町一周駅伝競走大会の結果、またその他競技実績などが加味されまして、選考がなされています。

なお、愛川町の選手団の結団式が今週の2月1日金曜日の午後7時から、町の文化会館3階の大会議室で挙行されます。

次に、先般、1月13日日曜日に開催されました町一周駅伝競走大会の結果の記録表でございます。

大会当日は、榮利委員長さん、並びに岡本職務代理者さんにはスターターや、またミニ駅伝競走大会の賞状の授与など、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。また、各教育委員さんには、当日ご臨席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

なお、今大会でございますが、記録の集計に当たりまして多大なご迷惑をおかけいたしました。今後、このようなことがないようにいたす所存でございます。

以上でございます。

○（榮利委員長） どうも説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

（2）かながわ駅伝競走大会について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

○（岡本委員長職務代理者） 今年は記録の間違いですか、大分正式の結果が出るのが遅れたんですよね。中継所の時計のやりくりだということですからけれども、このようなことは初めてでしょう。今までになかったですね。

記録が出て閉会式が終わると、みんな各地区地元へ帰って、いわゆる選手のご苦労さん会などをみんなやっているわけですね。資料がその場で紹介されて、それで報告という形にどの地区も恐らくなっているんじゃないかと思うんですよ。だから、そういう点からすると、今年度その点で少しごたごたした面がありますよね。

何か中継所の役員の方に聞いたら、監督者会議で決定したことが、各中継所に張りつく役員に徹底がなされていないということを言われる役員の方がおりました。

監督者会議で確認されたことが、何か徹底していない。だから、その辺のところをしっか

りやらないと、またこういうことが起こるんじゃないかっていうような心配をされている方がありましたね。参考までに。

○（榮利委員長） そのほか、委員さんから何かございますか。

どうぞ。

○（熊坂教育長） 今、ご心配いただいた点、確かに先ほど課長が申しましたように、来年へ向けて遺漏がないようにしていくわけですが、原因がはっきりいたしましたので、そのところをさらに徹底して、間違いのないように来年度していきたいと、そんなふうを考えております。

○（榮利委員長） そのほか、委員の方ございません。

（発言する者なし）

○（榮利委員長） それでは、ほかに質疑がありませんので、（２）かながわ駅伝競走大会についてはご了承願います。

次に（３）体罰についての説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） 資料４をご覧いただきたいと思います。新聞報道等でご存じの大阪市立桜宮高校の男子生徒の自殺事案について、状況が資料としてありましたので、ご参考にお渡しをいたしました。

なお、１月１７日の中央教育審議会の初等中等教育分科会で、このことについていろいろ話し合いがございました。やはり、委員さん全体がこういうような結果になったことに、深刻な問題であるという受けとめ方をしております。

１枚目の裏面をご覧いただきたいと思いますが、文部科学省でもこのことについて対応していくということで、政務官を大阪へ派遣して状況の聴取をしたと、今後、各都道府県に体罰の実態の調査をしていきたいというような方向が出ておまして、実は１月３０日に県のほうで招集します臨時の教育長会議がございます。そこで、調査についての具体的な話があるんじゃないかなと思っております。小中学生に対しての調査も実施の方向になるかと思っております。

なお、２枚目の用紙は、以前から国が出しております体罰禁止についての法律だとか、その他、その辺の指導についての通知文書を参考にございますので、ご参照いただけたらと思います。

特にこの中では、体罰は絶対にいけないというふうなことで出ているわけですが、裏面の（４）あたりが少し不明な部分があるんじゃないかなというような意見を申された委員さん

もございました。

この辺の解釈等も難しい点があるわけですが、いずれにしてもこのような事態が起こってはいけないということで、本町におきましても、先週開催しました校長会議でこの話題を取り上げまして、二度と起こらないように、そして、本町にあった指導についてもどうしていこうかということで話し合いをいたしまして、先生方も心してほしいと、ぜひ校内で研修をとということで、お話をしております。

情報提供ということで、お話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○（榮利委員長） どうも説明ありがとうございました。

それでは、各委員さんから体罰についてご意見をいただきたいと思います。どうでしょうか。

○（平田委員） 意見というよりも、今の教育長がおっしゃられた学校長の方たちとその話がありまして、そういうことが起きたときの対処の仕方とおっしゃっていましたが、今、問題等で桜宮とか、過去には大津とか、いろいろ問題があった中で、結局表に出ていくのは教育委員が出ていくわけですね。

そういうときに学校長と教育長の話があっても、その裏というか、言い方おかしいですけども、そのバックにある内容は私たちがわかっていないと、対処の仕方ができないわけなんです。

ですから、そういうことを事細かくなくても結構ですので、どういう対処をしていけばいいとか、どういう感覚で学校と教育委員が対処するというものをちょっとお答えいただければと思うんですけども、お願いいたします。

○（熊坂教育長） この間の校長会で示しました資料も、これと同じものでございます。

一つは、調査があるだろうということで、各学校でも調査の体制をつくってほしいというお話、それから、こういうことは絶対あってはいけませんので、各学校で先生方に再度、この2枚目の体罰禁止の資料をもとに確認をしてほしいと、こういう内容のお話でございます。

以前から、体罰についてはいけないということで、不祥事防止について年3回ぐらい会議をしておりますので、その中でも触れております。各学校でも、それをもとに年に何回かやる研修会の中で、体罰禁止ということで改めて認識を深めていただいていると、そういうような状況でございます。

○（榮利委員長） 平田委員、よろしいですか。

○（平田委員） それでは、紙面どおりに行われているということで受けとめてよろしいので

しょうか。

- （熊坂教育長） そのとおりでございます。もう一つは、事故を耳にしたら、なるべく早く教育委員会へも通報してくださいと、その対処については一緒に考えようと、迅速さを求められますので、余り後手後手に回るととんでもないことにもなりますので、深刻な事態にならないように、早目の対処を一緒にしていくと、そういうことでの確認もしてございます。
- （岡本委員長職務代理者） 今、いろいろニュースで、今盛んに流していますよね。全部、体罰という表現使っていますよね。私は、今回のは体罰というよりも、刑事事件というか、むしろレベルの違う問題だと思うんですよ。

今、一番恐れているのは、体罰という表現で全部出ていますから、学校の先生方が体罰はいけないんだけど、懲戒までもやらない、待ってしまう、要するに懲戒処分はできるわけですよ。それを体罰と混同していて、手も足も出なくなっちゃう。

すると、子供たちはその中でどう育っていくかということ、何のブレーキもなくなってしまうんですよ。その辺は、非常に今、マスコミが単に同じように体罰、体罰という表現で流しているのが、非常に何か危険性があると思います。桜宮高校の問題は一つの事件で、たまたま今体罰という言葉を使っていますけれども、体罰を超えた問題じゃないかというふうに思います。

あの先生にすれば、多分、想像ですよ、これは。想像では、桜宮高校っていうのは、あのバスケット部とか、いろいろな部活動が強くて、在校生はそれを誇りに思って、恐らくずっと桜宮高校という高校の位置づけをしていたと思うんです恐らく。

だから、それまでみんな黙っているわけですよ。だから、橋下市長が学校全体の問題だというふうにとらえられているんだと思うんですけれどもね。これに似たことは、全国でかなりあるんじゃないかという予想はされますね。自殺者こそ出ていませんけれども、やはり強い学校ほど、そういう指導の経過の中で、少し指導が強過ぎる指導というのが行われている面、マスコミ等、本音と建前というか、ほとんど今建前で論じられていますから、ある意味ではね。

そういう面で非常に大きな問題で、絶対あっちゃいけないと、桜宮高校のバスケット部のようなことは絶対あってはいけない。これを恐れて懲戒ということまでいっちゃって、子供たちを野放図にしてしまうのも、またもっと大きな問題につながることもあるという、両面があると思うんですね。だから、その辺はここでよほど国も挙げての、神奈川県でいったら県を挙げて、いろいろ原因等しながら、対応していかなければいけない、愛川町においても、

その辺のところをよく対策立てながらやっていかないといえないのかなと思います。

恐らく、この事件が解決して、あの先生が辞められて、終わってしまうと思うんですよ。もちろん親も告訴しましたから、刑事処分として処分されるでしょうけれども、そういうことでよほど慎重に対応していかないと、なかなか難しい問題だと思いますね。そう感じました。

○（榮利委員長） そのほか、委員の方特にございませんか。

（発言する者なし）

○（榮利委員長） それでは、ほかに御意見等ありませんので、（3）体罰については、これで終了とさせていただきます。

次に、（4）その他であります、各委員から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） 特にございませんか。事務局で何かございませんか。

○（事務局） それでは、先ほど教育長報告事項の中にもありましたように、教育委員会の点検・評価結果報告の関係、12月の定例会で議決をいただきまして、その後、1月9日に議長宛てに提出をいたしました。これが全く同じものを提出したわけですが、各委員さんに全員配付をいたしております。

これから、ホームページに掲載をしていきまして、また、公民館等での公開示もしていくというような、公表もしていくという予定になっております。これが最終的な形にまとめたものでございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○（榮利委員長） どうもありがとうございました。

それでは、以上で1月定例会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、1月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成25年2月25日

教育委員長 柴利隆一

職務代理者 岡本弘之

教育委員 井上正博

教育委員 平田明美

教育長 熊坂直美

調整職員 井上守